

出雲弓友会規約

第1条（名称、所在地、事務局）

本会は出雲弓友会と称し、所在地を出雲市東林木町695-13に置く。

（2）事務局は、幹事長及び幹事をもって構成する。

第2条（目的、事業）

本会は弓道の神髄を追求することによって、体位の向上、人格の修養に資すると共に、会員相互の親睦を図り、弓道を日常生活に生かす事を目的とする。

（2）前項の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1）月例会
- 2）出雲市弓道大会
- 3）出雲市弓道対抗戦
- 4）弓道大会への参加
- 5）その他前項の目的達成に必要な事項

第3条（役員）

本会に次の役員を置く。

- 1）会長 1名
- 2）副会長 若干名
- 3）幹事長 1名
- 4）幹事 若干名
- 5）監事 若干名

第4条（名誉会長、顧問）

本会に別に名誉会長及び顧問を置くことができる。

第5条（役員の任務）

役員の任務は次のとおりとする。

- 1）会長は本会を代表して運営を統括する。
- 2）副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3）幹事長は会長及び副会長を補佐し、庶務を統括する。
- 4）幹事は幹事長を補佐し、庶務を分掌する。
- 5）監事は職務の執行及び会計の状況を監査する。

第6条（役員の選任及び任期）

役員は総会において会員の中から選任し、その期間は2年間とする。

また、その再任についてはこれを妨げない。

（2）役員の任期満了の日が、その任期中の最終の定期総会の日以前であるときは、その任期を定期総会が終了する日まで延長する。

第7条（総会）

総会は本会の登録会員をもって構成する最高決議機関であり、定期総会及び臨時総会の二種とする。議決は出席者の2分の1以上の承認を要する。

- (2) 定期総会については、年一回開催するものとし、その時期は会計年度の翌年度の早期に開催する。
- (3) 臨時総会については、役員会の決定により適宜開催することができる。

第8条（会員）

本会の目的事業を賛助する者で、役員会の承認のあった者を会員とする。

会員のうち、当該年度における活動に参加することを登録した者を登録会員とする。

休会及び退会並びに登録抹消を希望する者は、その旨を文書で会長に通知するものとし、通知のない限りにおいてはその資格は継続するものとする。

ただし、やむを得ない事情がある場合においてはこの限りではない。

第9条（会計）

本会の経費は、会費、大会委託金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

第10条（会計年度）

本会の会計年度は、4月1日より始まり3月31日に終わる。

第11条（規約の変更）

本会の規約は、総会において出席者過半数の同意を得て変更することができる。

その場合、すみやかに登録会員全員にその旨通知するものとする。

附 則

本規約は令和2年6月28日より実施する。

制定	昭和47年	3月19日
改正	昭和50年	3月14日
改正	昭和58年12月	9日
改正	昭和63年	1月14日
改正	平成6年12月	22日
改正	令和2年	6月28日